


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び 東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>福生病院組合より、令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、共同設置規約の変更が必要となった。これを受けて、東京都市町村公平委員会代表団体である東京都市町村職員退職手当組合から、所要の改正を行うことについて依頼があった。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。</p> <p>(2) 施行日等 東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都市町村公平委員会共同設置規約の適正な運用が図られる。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>規約を改正するためには、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する、同法第252条の2の2第2項及び第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和2年第1回市議会定例会に議案として提出したい。 議決後、議決書の謄本を東京都市町村公平委員会へ提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。